



コミュニティ助成事業



○概要

一般財団法人自治総合センター(以下「センター」)が、宝くじの社会貢献広報事業として実施している「コミュニティ助成」について、市が窓口となり、地域コミュニティ活動の充実・強化を目的にコミュニティ組織(町内会・自治会等)に対して補助金を交付します。

(注:指定期間内に申請していただき、センターの採択を受けてから、申請の翌年度末までに実施していただきます)

○内容

事業名	一般コミュニティ助成事業	コミュニティセンター助成事業
対象	コミュニティ組織(町内会・自治会等) ※特定目的で組織された団体は不可	認可地縁団体(事業完了までに認可見込みの団体含む) ※事業実施団体名での建物登記が必要なため
内容	コミュニティ活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業	住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設及びその施設に必要な備品の整備に関する事業
補助金	100万円から250万円まで (10万円単位)	対象となる事業費の5分の3以内に相当する額 上限:1,500万円(10万円単位) 当面の間、センターの助成金に市補助(5分の1)を加算 加算後 対象となる事業費の5分の4以内 上限:2,000万円

※一般コミュニティ助成事業例:パソコン、印刷複合機、エアコン、テーブル、キャビネット、自走式草刈機など。

○令和9年度事業(令和8年度申請)について

市がセンターから案内を受け、町内会・自治会等からの申請を受付します。

※例年、8月末ごろに案内があります。HPに掲載するほか、事前相談のあった町内会・自治会等には市からお知らせします。

○事前相談(予約制)

例年、受付期間が非常に短いので、事業内容及び提出書類について十分な事前相談が必要です。

事前相談は年間通して対応しておりますが、申請年度の事前相談は8月までにおこなってください。

※担当職員との相談日時は、ご連絡いただき調整させていただきます。

○問い合わせ

宇治市 市民協働推進課 市民協働係

電話 20-8721(直通) メール community@city.uji.kyoto.jp



←詳しくは市HPを
ご確認ください。

【主な注意事項】

- 1.事業で整備する備品等に宝くじの広報表示を行うことが条件となります。
- 2.事業の採択はセンターがおこないます。申請した事業が必ずしも採択されるとは限りませんのでご了承ください。なお、事業採択の通知は、申請年度の翌年度4月上旬の見込みです。
- 3.採択を受け事業を実施した団体については、事業実施の翌年度から起算して10年間は、同一事業の申請はできません。